

住民側の勝訴確定

災害訴訟
市合
布無線

109.11.20 沖電気側の上告不受理

旧湯布院町(現・由布市)の防災行政無線事業を落札した沖電気工業(本社・東京)が談合によって不当に利益を得たとして、由布市が同社に損害賠償を請求するよう同市の住民(54)が求めた訴訟で、最高裁第3小法廷(近藤崇晴裁判長)は

19日までに、同社側の上告を受理しない決定をした。同社に約1200万円を請求するよう市に命じた住民側勝訴の二審福岡高裁判決が確定した。決定は17日付。訴訟では一審大分地裁が住民側の請求を全面的に認め、約4400万円を請求するよう市に命じた。二審判決は、請求額を「予定価格(約2億5000万円)の5%」に減額したが、談合の事実を認め「市は損害賠償の請求を違法に怠っている」と指摘した。住民側の代理人は「刑事

事件として立件されていない談合の存在と、その損害を認めた判決は珍しい」と評価し「行政の怠慢とならないよう市はただちに損害回復を実行するべきだ」と述べた。

沖電気広報部は「当社の主張が認められず残念。今後の対応については検討中」とコメント。市総務課は「判決が確定したことを重く受け止める。弁護士と相談するなど今後の対応を検討している」とした。

09.11.21 毎日 (14頁)

防災無線の談合訴訟確定

由布市に返還請求命令

最高裁

旧湯布院町(現由布市)が発注の防災無線工事の入札で談合が行われ、沖電気工業(本社・東京都)が高額で落札したとして、由布

20日までに、市と被告補助参加人の沖電気の上告を受理しないことを決めた。この決定で、由布市長が沖電気に対し約1280万円を請求するよう命じた福岡高裁の判決が確定した。原告女性は、00年に

旧湯布院町が発注した日出生台演習場周辺の防災無線工事の入札で、「談合がなければ予定価格の80%程度で落札されたはずだ」と主張し、市長が差額の約4500万円の支払いを沖電気へ請求するよう求めていた。

1審の大分地裁は原告の訴えを全面的に認め、主張通りの金額を請求することを命じた。2審の福岡高裁は08年6月、談合は認めたと請求金額を減額した。

由布市は「代理人と協議し、対応を検討したい」と話している。一方、沖電気広報室は「当社の主張が認められず残念。今後の対応は検討中」とコメントした。【祝部幹雄】